

富山県建設工事の積算内訳の事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る積算内訳の事後公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「積算内訳」とは、県が発注する建設工事に係る予定価格の基礎として積算したものをいう。

2 この要領において「積算内訳の事後公表」とは、積算内訳を契約締結後に公表することをいう。

(積算内訳の事後公表の試行)

第3条 知事は、建設工事に係る積算の透明性の確保を目的として、当分の間、農林水産部又は土木部が所管する建設工事に係る積算内訳の事後公表を試行するものとする。

(対象工事)

第4条 積算内訳の事後公表は、農林水産部又は土木部が所管する建設工事であって、競争入札を行うもののうち、予定価格が400万円を超える工事について行うものとする。

(公表の方法)

第5条 積算内訳の事後公表は、様式第1号又は様式第2号に次項に定める積算内訳を記載したものを閲覧に供するものとする。

2 積算内訳は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、工事価格及び請負工事費の金額を記載するものとし、直接工事費については、工事工種体系による工事区分及び工種又は公共建築工事内訳書標準書式による種目及び科目の区分に応じ、それぞれ当該区分ごとの金額を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。